

所有権解除について

TEL:

FAX:

!!!! 下記内容は必ずお読みください!!!!

平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」)」が施行されました。
それに伴い、所有権解除に伴う残債確認の問合せにつきましては、原則としてお客様ご本人(車検証の上の使用者)
または「所有権解除照会並びに解除依頼書」によりお客様(車検証上の使用者)ご本人より委託された方のみとさせていただきます。
下記の方法以外ではご回答を致しかねますのでよろしくお願い致します。
(個人情報保護法第23条準拠)

注: 改正道路運送車両法、自動車リサイクル法・重量税還付制度の趣旨に基づき当社での所有権解除依頼でお出しできる書類は「県内移転登録」と「県外移転登録」のみとなります。

抹消される場合は一度当社以外の名義に移転してから抹消をお願い致します。

所有権解除書類は原則本社(藍住店)での手渡しとなりますが郵送ご希望の方には宅配便にて対応させていただきます。その際必要書類の原本を先に頂きますので宜しくお願い致します。

●所有権解除の手順

①残債確認の問合せ(下記必要書類を全てご準備頂き、FAXまたは郵送でお願い致します)

担当者不在の場合が有りますので直接ご来店頂きまして書類作成が出来ない場合がございます。

その際は書類をお預かりし、再度ご来店頂くか、郵送にてお送り致します。

なるべくFAXか郵送でお願い致します。

FAX:088-693-4688

↓
↓
↓
必要書類
↓
↓

- ① 所有権解除照会並びに解除依頼書(別紙) ※ご本人様依頼の場合は依頼者のみに署名捺印
※使用者名義が個人の場合は使用者様自筆、法人様の場合は会社ゴム印をお願い致します。
- ② 車検証(コピー) ※新型の車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要になります。
- ③ 個人のみ、使用者の写真付公的証明書(運転免許証、パスポート等)のコピー(①の依頼者印は実印・認印いずれでも可)
または、使用者の印鑑証明書(その場合、①の依頼者印は実印に限る)
※③については、
A 車検証住所と一致しない場合は連続性確認のため
・個人の場合 → 住民票(附票・除票) ・法人の場合 → 登記簿謄本等
B 使用者名が合併・統合や結婚等で変わっている場合は同一性確認のため
・個人の場合 → 戸籍謄本(戸籍抄本) ・法人の場合 → 登記簿謄本等
以上をご提出下さい。

※上記①は残債確認に必要となります。車検証のみFAX頂きましても残債の返答は出来ません。
※県外移転の場合、株式会社ホンダ北徳島以外は会社謄本等準備の為、少々お時間を頂きます。(軽自動車除く)
※阿波ホンダ株式会社(代行受付)の場合は県内外に係らず印鑑証明準備の為、一週間ほどお時間を頂きます。(軽自動車除く)
※年末、年度末は大変混み合います。お時間を頂く場合がございますので御了承下さい。

②残債状況の回答と所有権解除書類の作成

書類到着後、「残債確認回答書」をFAXまたは郵送致しますので回答内容に応じた手続きを行ってください。

・上記で送って頂きました所有権解除依頼書(兼 残債照会依頼書)の原本が必要になりますので大切に保管ください。

(原本と所有権書類と引き換えになります)

・電話にて残債の回答は致しませんので御了承下さい。

③所有権解除書類の引渡し

・当社まで取りにご来店頂ける場合

「残債確認回答書」と「残債確認回答書」に記載されている必要書類をお持ちの上ご来店下さい。

(営業時間内でしたらいつご来店頂いても結構です)

・郵送を希望される場合

「所有権解除依頼書(兼 残債照会依頼書)」(原本)が当社着ならば残債確認し準備出来次第お送り致します。

「所有権解除依頼書(兼 残債照会依頼書)」(原本)が当社未着ならば当社に届き次第お送り致します。

※お急ぎの場合は別途ご相談下さい。

所有権解除窓口	HondaCars徳島中央(株式会社ホンダ北徳島)	業務課 竹松真治	TEL:088-693-4677
	〒771-1261	徳島県板野郡藍住町笠木字東野67-1	FAX:088-693-4688
取扱時間	9:30~18:00 取扱時間を過ぎますと翌日以降の手続きとなります。ご了承下さい。 また経理、業務課の出勤状況、外出等で手続きにお時間を頂く場合がございます。ご了承下さい。		
休業日	土日祝日は依頼受付のみとなります。(注:完成している所有権解除書類はお渡し可能です) 毎週水曜日・ゴールデンウィーク(一部)・お盆・年末年始		

所有権解除依頼書(兼 残債照会依頼書)

株式会社ホンダ北徳島 行

令和 年 月 日

下記車両に付きまして残債確認及び所有権解除用(移転)書類を請求致します。

所有者名 (該当社名に○を記入して下さい)	(株)ホンダ北徳島 (株)ホンダ東四国	(有)鳴門ホンダ 阿波ホンダ(株)
登録番号		
車台番号		
車名・車種		
使用 名義人 (自筆)	住所	〒 -
	名前	印
	電話	
	FAX	
移転先(どちらかに○)	県内(徳島県)移転登録	県外移転登録

県内移転登録と県外移転登録では準備する書類が違います。必ずどちらかに○を記入して下さい。

抹消用書類はお出ししておりません。「所有権解除について」をお読み下さい。

ご来店頂く前に必ず事前に必要書類をFAXか郵送にてお送り頂き、残債確認回答書を受け取ってください。
事前連絡無くご来店頂きましても担当者不在の場合が有りますのですぐに書類をお出しできません。

(ご本人様の場合)

①上記記入欄に必要事項を記入の上、捺印をお願いします。

②FAXもしくは郵送にて必要書類と一緒に送り下さい。

FAX: 088-693-4688

FAX申請の場合、後日依頼書の原本を頂きますので大切に保管下さい。

(送り先、必要書類等は別紙「所有権解除について」をお読み下さい。)

(代理人様の場合)

上記①に加え下記③④もお願い致します。準備出来ましたら②をお願いします。

③下記委任状にも使用者ご本人様にて自署、捺印をお願いします。

④代理人記入欄に署名、捺印をお願い致します。

委任状

私は、下記の者を代理人と定め上記自動車の申請に関する権限を委任します。

令和 年 月 日

代理人	住所	〒 -
	名前	印
	電話	
	FAX	

使用 名義人 (自筆)	住所	
	名前	印
	電話	
	FAX	